

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症リスク

① 川口市の地域特性 (川口市地域防災計画)

本市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接している。県内では戸田市・蕨市・越谷市・草加市・さいたま市の各市に接している。また、市の大部分が都心から10～20km圏内に含まれており、東京都との関わりが強いエリアである。

地形は、芝川の西部が、荒川低地と呼ばれる標高3m内外の沖積低地で、芝川の東部は標高12～20mの安行台地である。また、安行台地の東側は、標高4～5mの中川低地と呼ばれる沖積低地となっている。

市内全体の建築物の現状は15万9,499棟の建築物があり、そのうち11万8,209棟が木造建築物、4万1,290棟が非木造建築物である。

木造・非木造を合わせて、6万5,244棟の建築物は新耐震基準以前のものであり、地震の揺れによる被害が予想される。

※平成23年10月に旧鳩ヶ谷市と合併し、本市の面積は61.95k㎡となる。このうち、川口商工会議所地区は55.73k㎡、鳩ヶ谷商工会地区は6.22k㎡となっている。



② 自然災害の履歴 (川口市地域防災計画)

[地震]

市内での地震としては、1894年の東京湾北部を震源とした地震(東京地震・M7.0)、1923年の関東南部を震源とした関東地震(関東大震災)がある。関東大震災による本市域の被害は、家屋の全壊が1,804戸、半壊が1,501戸、死傷者99人であったとされている。鋳物工場が軒を並べる旧川口町では、全半壊の家屋が1,519戸で、2戸に1戸の割合で全壊または半壊、死傷者は34人となった。さらに、2011年3月に、東北地方太平洋沖で発生した地震では、本市でも震度5強を記録。被害は、負傷者104人、家屋全壊24棟、家屋半壊194棟、家屋一部破損16,161棟、火災発生12件。液状化による住宅被害は全壊12棟、大規模半壊39棟、半壊56棟、一部損壊423棟となっている。

[風水害]

本市は南の荒川低地、東の中川低地、台地内の開析谷といった低地が多く、台風や集中豪雨により、たびたび大きな水害に見舞われてきた歴史がある。近年は、川幅の拡幅や新堤の整備、調整池の整備などが行われたことにより、大洪水といった被害はない。しかし内水被害は、10年間では17回発生しており、年間発生回数が1.7回と発生する割合が増えている。



昭和33年「狩野川台風」

③ 自然災害の被害の想定 (川口市地域防災計画)

[地震]

埼玉県において、5つの地震(東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震)を設定してこれらを検証したところ、このうち本市における最大震度は、東京湾北部地震による震度6強となっている。

想定震度について、平成25年度に埼玉県が公表した地震被害想定調査結果において、川口市で最大震度6強が予測されている「東京湾北部地震」の震度分布に基づくと、市内では、南部で6強、中央部で6弱、北部で5強の震度分布となっている。

<川口市において震度6弱以上が予想されているその他の地震>

都心南部直下地震 M7.3 / 都心東部直下地震 M7.3 / 都心西部直下地震 M7.3

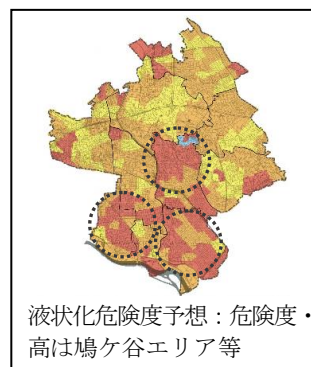
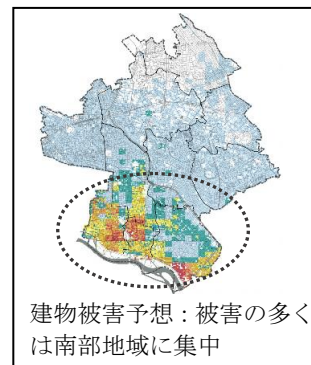
関東平野北西縁断層帯地震 M6.9 / 立川断層帯地震 M7.3 / さいたま市直下地震 M6.8

建物被害では、震度6強の強い揺れが見込まれる地域で多くの建物倒壊が予測される。強い揺れによる建物の全壊数は木造で4,365棟、非木造で412棟、合計4,777棟となる。液状化危険度については、危険度が高い地域も市内全域に広がっており、中でも液状化危険度が極めて高い町丁目が、横曽根や南平、鳩ヶ谷地区に多い。

地震の発生直後には地形や地盤に激変をもたらし、そのことで道路や橋梁、交通施設、ライフラインといった都市施設や建築物の被害が発生する。こうした構築物の被害による最悪の事態は、人的被害に及ぶことである。特に本市は、高度成長期の急速な都市化によって、住工混在地域や木造住宅密集地域が生まれ、震災時には同時多発型の火災が延焼して多数の死者の発生が懸念されている。さらに、こうした災害に伴う人や物の損失は、災害発生直後の一次損失だけでなく、災害によって失われた人・物が果たしてきた日常生活の役割（社会的機能）を失う二次損失（市民生活への支障・混乱など）も発生させることになる。

交通機関の被害は膨大な帰宅困難者を発生させ、停電は中高層マンションでの生活の継続を困難なものになる。

上水道の被害は飲料水不足を、道路災害は物流の途絶を招く。先の東日本大震災での液状化による上水道・下水道の被害は、避難所だけでなく、自宅での衛生環境の悪化が大きな問題となった。都市の社会生活維持機能や経済活動の停止は、地域の経済的損失も大きくすることになる。



#### [水害]

本市にかかわる洪水想定として、国土交通省荒川上流・下流河川事務所では、想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川の堤防が破堤した場合を想定した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」を作成している。

この中で、本市南部、第二産業道路（主要地方道さいたま川口線・台東川口線）以南が概ね浸水区域となっており、特に、中央地区、横曽根地区、南平地区、青木地区の南部、鳩ヶ谷地区の南部では、荒川水系の堤防が破堤した場合に想定される水深が5.0~10.0m未満であり、住宅の2階の軒下まで浸水する可能性がある。

埼玉県県土整備部河川砂防課では、本市に被害を及ぼすと想定されるものとして荒川水系の「芝川・新芝川浸水想定区域図」、利根川水系の「中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図」、また、本市内には流れていないが、堤防が決壊した場合には市内でも浸水が想定される荒川水系の「鴨川・鴻沼川浸水想定区域図」を作成している。この中で、これまでたびたび洪水被害をもたらしてきた「芝川・新芝川浸水想定区域図」によると、芝川境橋より下流の地域で深い浸水が想定されている。特に上青木橋周辺や領家5丁目では想定されている水深が2.0~5.0mとなっている。

また、大雨や集中豪雨によって、度々市内の地域において内水氾濫※が発生し、道路冠水、床上浸水が起き、危険性が高い。

※内水氾濫：河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人がすんでいる場所）にある水を「内水」という。大雨が降ると、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがあり、また支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流する。内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症の被害の想定

##### [人員に関する影響]

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型コロナウイルス感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

##### [代替施設、サプライヤーへの影響]

自然災害の様に被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

##### [資金繰りに関する影響]

新型コロナウイルス感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」が中心となる。新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

##### [風評被害]

職場において感染者が発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をする。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

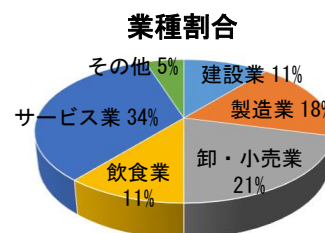
※新型コロナウイルスは粒子の外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持ち、自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えていく。ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけである。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力を持つとされる。

また、新型コロナウイルスの主な感染の仕方は、感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による感染と手指等へのウイルス付着による接触感染とされている。

(2) 商工業者の状況

本市の小規模事業者は 15,233 件で商工業者全体の 78.8%を占める（小規模事業者の割合：川口商工会議所管内 78.3%、鳩ヶ谷商工会管内 83.4%）。

業種別では、第1次産業のウエイトが極めて低く、第3次産業が多数を占める都市型構造であるが、第2次産業の比率（29.5%）が他市と比較して高く（製造業のみでは 18.4%）、工業都市の性格を有している。近年は操業環境の悪化や国内外の競争の激化、後継者難などの影響により、生活関連サービス業や医療・福祉関連業等の一部業種を除き、近年減少傾向が続いている。



出展：平成28年経済センサス

[商工業者及び小規模事業者の数]

	商工業者数			小規模事業者数		
	平成24年	平成28年	比較増減	平成24年	平成28年	比較増減
川口市	20,709	19,334	▲1,375	16,604	15,233	▲1,371
川口商工会議所管内	18,656	17,485	▲1,171	14,862	13,691	▲1,171
鳩ヶ谷商工会管内	2,053	1,849	▲204	1,742	1,542	▲200

※経済センサスに基づき、埼玉県小規模事業経営支援事業において埼玉県から示された事業者数

(3) これまでの取り組み

① 川口市の取り組み

- ・川口市防災計画の改定（令和2年3月）
- ・川口市防災ハンドブック（平成30年1月）
- ・きらり川口情報メールによる防災情報提供
- ・防災出前講座の実施
- ・防災リーダー認定講座の実施
- ・自主防災組織活動補助金

② 川口商工会議所の取り組み

- ・災害時対応マニュアル策定（平成25年4月）
- ・市内事業者に対しての事業者BCP策定の周知
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知

③ 鳩ヶ谷商工会の取り組み

- ・危機管理マニュアル策定（平成25年2月）
- ・危機管理マニュアル更新（平成30年5月）
- ・市内事業者に対しての事業者BCP策定の周知
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・全国商工会連合会が運営するビジネス総合保険の周知

## II 課題

### <川口商工会議所>

#### 1-1. 災害時対応マニュアルの見直しと事業継続計画BCPの策定

- ① 現状の災害時対応マニュアルは平成25年に策定以来、更新がなされていない。現事務局体制等に照らしながら、自然災害に加え、新たな脅威として新型コロナウイルス感染症に備える事前対策として以下の取り決めをチェックする必要がある。

#### ア. 自然災害発生時の事前対策

- 発災の各警戒レベルに応じた職員の行動基準
- 発災時に速やかに行うべき、避難の手順、けが人の救護活動の手順と役割
- けが人の応急救護場所の確保
- 災害対策本部の立ち上げ基準（本部長を行う者、事務局とその役割等）
- 役職員の安否確認手続き
- 役職員家族の安否確認手続き
- 事務所の被害状況の確認及び二次災害防止の手順
- 管内商工業者の被害状況確認手続き、その他

#### イ. 新型コロナウイルス感染症拡大時の事前対策

- 新型コロナウイルス感染症専任担当者の設置
- 国、埼玉県、川口市及び近隣自治体の感染者情報等の把握
- 感染症拡大の状況に応じた職員の行動基準
- 感染予防用品の備蓄・配置基準
- 感染症拡大の状況に応じた執務体制（就業の取扱い、事務所内の感染予防措置等）
- 諸会議等の開催基準
- 職員または、その家族の感染疑いが確認された時の対応、その他

- ② そのうえで、現状の災害時対応マニュアルでは、事前対策と発災時の初動対応の内容になっているため、商工会議所の事業継続の体制が整備されていない。川口市と商工会議所間の協力体制も記載されておらず、緊急時の連携が難しい。

- ③ 災害時対応マニュアルを見直し、事業継続計画BCPの策定が必要になる（新型コロナウイルス感染症を含む）。

### <鳩ヶ谷商工会>

#### 1-2. 危機管理マニュアルの見直しと事業継続計画BCPの策定

- ① 現状の危機管理マニュアルでは、事前対策と発災時の初動対応の内容になっているため、商工会の事業継続の体制が整備されていない。川口市と商工会間の協力体制も記載されておらず、緊急時の連携が難しい。また、新型コロナウイルス感染症に対する危機管理マニュアルがない。
- ② 危機管理マニュアルを見直し、事業継続計画BCPの策定が必要になる（新型コロナウイルス感染症を含む）。

#### 2. 管内小規模事業者への支援について

- ① 小規模事業者の事前対策や発災時の対策に関する状況や課題等の把握ができていない。
- ② 小規模事業者における事前対策や発災時の対策（事業継続力強化計画等）及びBCPの必要性和重要性への理解不足、策定への抵抗感（策定事務の負担、人材・スキルの不足）などが存在している。
- ③ 自然災害及び新型コロナウイルス感染症に対する事前対策や初動対応への助言を行うことができる経営指導員、職員が不足している。
- ④ セミナーの開催や広報活動、専門家派遣等の事業活動に対する安定的な財源の確保ができていない。

### Ⅲ 目標

#### < 1. 管内小規模事業者に対する支援の強化 >

##### [自然災害]

- ① 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる。
- ② 事前対策や発災時対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定事業者や事業継続計画（BCP）の策定事業者の拡大を図る。
- ③ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

##### [新型コロナウイルス感染症]

- ① 新型コロナウイルス感染症のリスクを認識させる。
- ② 新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策をアドバイスする。
- ③ 公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症事業継続計画（BCP）の策定事業者の拡大を図る。

#### < 2. 川口商工会議所及び鳩ヶ谷商工会における体制の整備 >

- ① 川口商工会議所は、発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、災害時対応マニュアルの見直し、事業継続を主眼に置いた事業継続計画（BCP：新型コロナウイルスを含む）を策定する。
- ② 鳩ヶ谷商工会は、発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、危機管理マニュアルを見直し、事業継続計画（BCP：新型コロナウイルスを含む）を策定する。
- ③ 事業継続力強化支援計画策定を契機として、自然災害時及び新型コロナウイルス感染症拡大時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会3者間の被害情報報告ルートを確立するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施に向け、関係機関との連携体制を構築する。
- ④ 事前対策や初動対応への適切な助言等が行えるよう、法定経営指導員が中心的な役割を担いながら、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。
- ⑤ 小規模事業者の多様なニーズや経営課題への対応が図られるよう、支援人材の発掘と円滑な支援体制の強化に取り組む。

##### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年7月1日～令和6年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する自然災害リスク及び新型コロナウイルス感染症リスクの周知

- ① 巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップ等のリスクマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する（この際、休業の備えとなる損害保険、業務災害等の損害保険などへの加入勧奨を併せて行う）。
- ② 商工会議所・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ③ 巡回経営指導時に、新型コロナウイルス感染症のリスクや事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を説明する。
- ④ 事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や新生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（雇用調整助成金を見据えた就業規則の作成、テレワークの推進等）を促進する。
- ⑤ 管内の小規模事業者に対する事前対策支援を以下により実施する。
  - ア. 事業継続力強化計画の策定支援。
  - イ. 発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED）、従業員の安否確認訓練の指導や助言。
  - ウ. 事業継続に関する普及啓発をはじめ、雇用調整助成金及びテレワーク等のデジタル技術に関するセミナーや国・埼玉県・川口市の施策の紹介、損害保険の紹介。
  - エ. 自然災害、新型コロナウイルス感染症BCP策定の支援。
  - オ. 小規模事業者の事業継続力に関する実態や課題、支援ニーズ等を把握するための定期的なアンケート調査。
  - カ. 小規模事業者自らの課題の明確化や事業継続力強化計画策定を促す“気づきツール”として「(仮)事業継続力チェックリスト」の作成及び活用。

2) 川口商工会議所及び鳩ヶ谷商工会の自然災害BCPの策定

- ① 「川口商工会議所災害時対応マニュアル・鳩ヶ谷商工会危機管理マニュアル」（以下、「災害時対応マニュアル等」）を見直すとともに、商工会議所・商工会機能を維持する事業継続計画（BCP）を令和3年3月までに策定する。

なお、本事業継続計画には、商工会議所・商工会の重要業務の継続を図るため、新たに以下の事項の取り決めを行う。

  - 初動対応時に求められる避難訓練や職員安否確認訓練を定期的に行うための手順
  - 災害時対応マニュアル等に従い、災害対策の本部立ち上げ訓練を行う手順
  - 川口市や埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練を行う手順
  - 商工会議所・商工会の全ての業務の中から、「優先されるべき業務」の特定
  - 「優先業務」を継続するために「必要となる経営資源」の特定
    - ※商工会議所・商工会として最も必要となる経営資源は「職員」であることを明記する。
    - また、共有サーバーに保存されている情報の管理方法について対策を明らかにする。
  - 事務所と職員の住所との距離を事前に把握し、公共交通機関を利用しないで商工会議所・商工会に参集できる職員名簿の作成
  - 重要業務の継続に「必要となる職員数」と災害時に「参集可能な職員数」の把握（不足等が生じた場合の具体的対策）

### 3) 川口商工会議所及び鳩ヶ谷商工会の新型コロナウイルス感染症BCPの策定

① 新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響は、自然災害とは異なる。商工会議所・商工会機能を維持するため新型コロナウイルス感染症BCPを策定する。

なお、本事業継続計画には、商工会議所・商工会の重要業務の継続を図るため、以下を重点事項として取り決めを行う。

- 商工会議所・商工会機能として「優先する業務」の特定
- 職員の出勤数の低下に備え、商工会議所・商工会の全業務における「縮小又は休止する業務」の特定
- 事業継続に必要となる経営資源及び財源の特定（職員、職員の給与など固定費等）
- 事業所内にウイルスが侵入することを防ぐ手段と手順
- 来訪者管理手順（アポイント取り、記録等）の確立による影響の最小限化
- 職員の集団感染防止のためのグループ分け、出勤日の輪番制、時差出勤等の規定の策定
- 体調のすぐれない職員が無理して出勤しなくてもよい仕組み
- 職員の会議等への参加基準（併せて講習会、セミナー等を開催する際の参加人数や設営方法等の基準）
- 飛行機や新幹線を利用する出張の取扱い
- 職場のレイアウトの見直し、ソーシャルディスタンスの確保
- オンライン会議やテレワークの実施など

### 4) 関係団体との連携

- ① 小規模事業者に対する周知活動や事業継続力強化計画等の策定支援にあたっては、地域金融機関及び士業団体と連携する。
- ② 損害保険会社等と連携を図り、事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）に関するセミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。

### 5) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ② 事業継続力強化計画の実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣による継続的な支援を実施する。

### 6) 訓練の実施

- ① 地震や台風の発生を想定して川口市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 感染症の影響による職員減少に備えたクロストレーニングを行い、訓練を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後 6 時間以内に職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会で共有する）。

### 2) 自然災害の応急対策

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先とし、来訪者の事務所外への避難及び広域避難場所への誘導を行うほか、事務所内でけが人が発生した場合は、けが人の応急救護場所を確保し応急手当を行う。
- ② 建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。また、このための施設及び機器等の見回りの役割分担を予め定めておく。
- ③ 事態が沈静化次第、順次管内小規模事業者の安否確認を行う。事業者の安否確認後、被害状況については川口市及び埼玉県に報告する。
- ④ 小規模事業者の事業継続の観点から緊急性の高い業務等を応急対策として実施する。具体的には、①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害状況の調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務をこれに位置づけ、職員の優先配置を行う。

※以上のことは、災害時対応マニュアル等の規定に従う。



3) 自然災害応急対策の方針決定

- ① 安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、その被害状況に応じて川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会の3者で実施する応急対策の方針を決定する。
  - ② 方針の決定は、(仮)川口事業継続力強化支援事業委員会(※)で協議、決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。
- (※) (仮)川口事業継続力強化支援事業委員会は、3者の役員や外部有識者で構成し、方針決定の他、事業の評価及び改善など本支援計画の効果的なPDCAサイクルに取り組む。

[被害規模の目安と想定する応急対策の内容]

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li> <li>○被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務</li> <li>3) 復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内の1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>○地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報はない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

[被害情報等を3者間で共有する間隔]

期間	情報共有する間隔
発災後～2週間以内	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月～3か月	1週間に2回共有する
3か月以降	1週間に1回共有する

4) 新型コロナウイルス感染症の応急対策

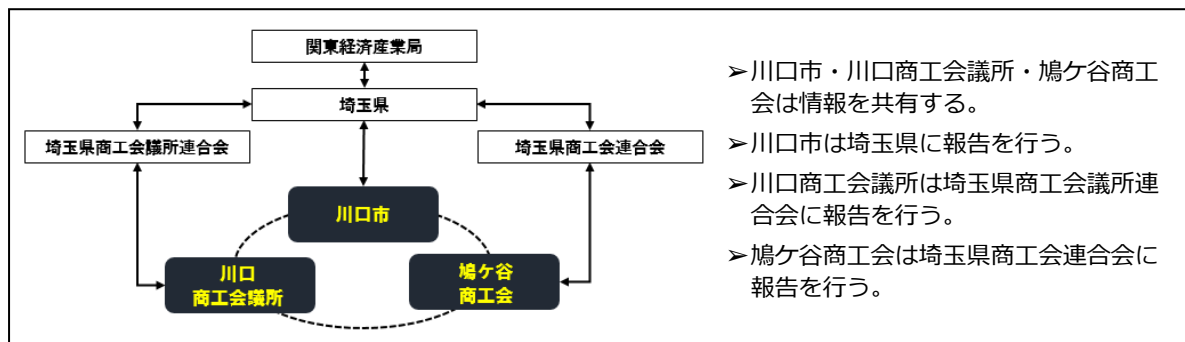
- ① 新型コロナウイルス感染症発生・拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない行動を優先する。
  - ② 体調のすぐれない職員は出社を控えさせる(新型コロナウイルス感染症に係る特別有給休暇制度の運用を検討)。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためのマスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間の飛沫防止パネルの設置等、執務環境の整備を行う。
  - ④ 事態の状況を確認しながら、管内小規模事業者における経営状態や感染防止対策等の状況を確認するとともに、それらに対する課題(改善に向けた要望等)を把握する。
- ※以上のことは、新型コロナウイルス感染症BCPの規定に従う。

#### 5) 新型コロナウイルス感染症応急対策の方針決定

- ① 新型コロナウイルス感染症BCPに照らしつつ、応急対策の内容、縮小・休止業務や優先業務、実施体制等について、川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会それぞれにおける意思決定機関において方針を定める。
- ② 実施する応急対策の方針については、川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会の3者間で共有する。

#### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 発災時（新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大時）に、管内小規模事業者の被害状況の把握・報告と復興に向けた迅速かつ積極的な対応が図られるよう、指揮命令系統と連絡体制の整備を行う。
- ② 自然災害における二次災害を防止するため、被災地での活動の有無や実施体制、内容等について事前の想定を行う。
- ③ 川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め3者間で確認する。
- ④ 川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する（下図参照）。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 国の動向や埼玉県の方針等を確認しつつ、川口市と調整のもと小規模事業者からの相談支援業務を最優先とする「緊急相談窓口」の設置を検討する。
- ② 自然災害の際には、地区ブロック会等の地域活動拠点や地区役員との連絡により、できるだけ多く地域における被害状況の確認を行う。
- ③ 緊急対策としての国・埼玉県・川口市の経営支援施策の周知及び申請等の個別支援を実施する。

#### < 5. 小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 埼玉県の方針に従って、復旧・復興の方針を定め、被災小規模事業者に対する支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。
- ③ 国・埼玉県・川口市における公的制度が円滑に受けられるよう法定経営指導員を中心とした支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施する。
- ④ 商工会議所・商工会の会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。
- ⑤ サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、商工会議所・商工会の会員ネットワークの活用や（公財）川口産業振興公社、市内業種団体等とも連携する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

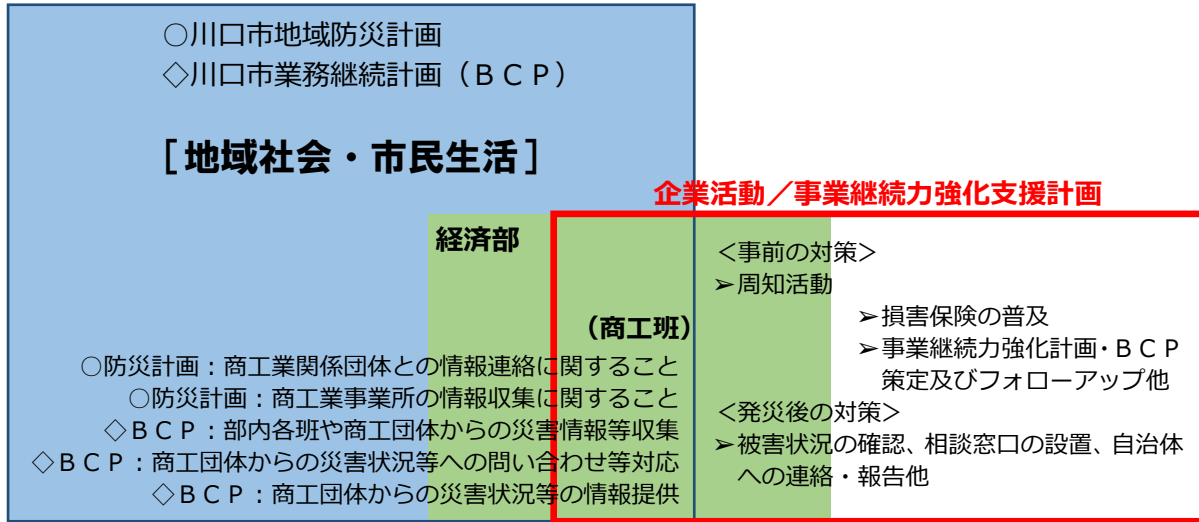
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年8月現在)

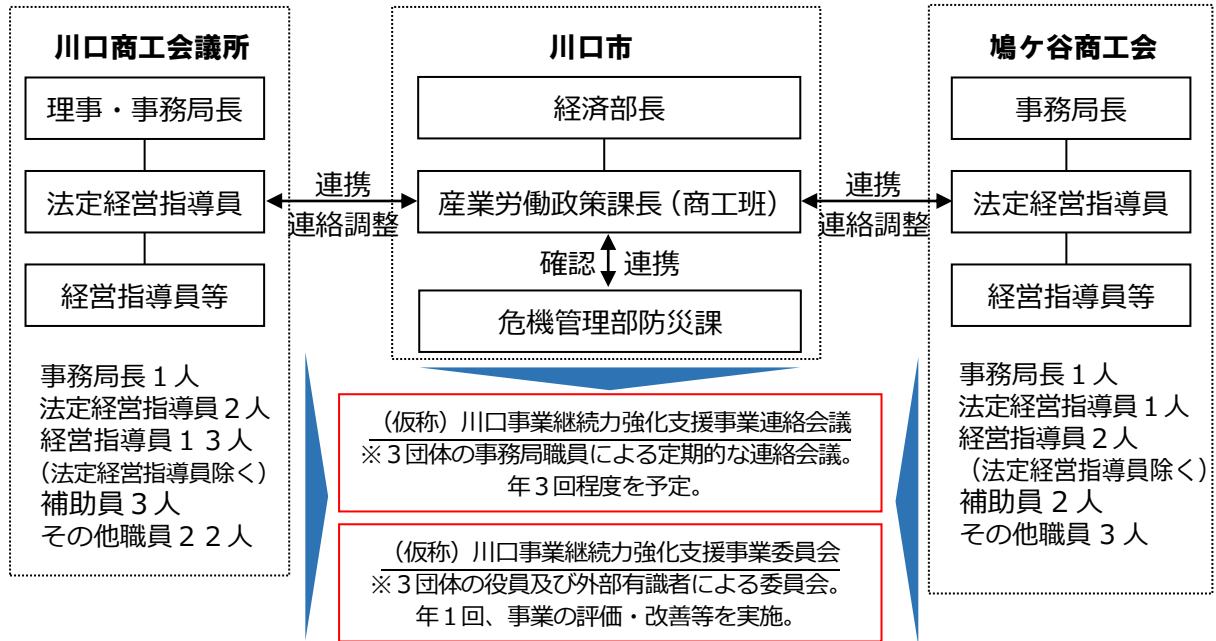
(1) 実施体制 (商工会議所及び商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所及び商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



※川口市地域防災計画及び川口市業務継続計画 (BCP) において「川口市経済部が担う商工業者に関する事項 (担当：商工班)」と関連付けながら周知活動 (事前対策) や被害状況確認等 (発災後の対策) を実施する。

※地域小規模事業者への事業継続支援については、赤枠エリアを事業継続力強化計画の対象とし、川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会の3者連携のもとで各種の事業を推進する。

※なお、その実施体制は以下の通りとする。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

<川口商工会議所>

氏名 秋葉新司(経営支援課長)  
〃 小林貴洋(経営支援課主任)  
連絡先 TEL 048-228-2220

<鳩ヶ谷商工会>

氏名 永井誠一(指導課長)  
連絡先 TEL 048-281-5555

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

本支援計画の推進にあたっては、川口市・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行うことを目的に(1)事務局職員による定期連絡会議(年3回)と(2)役員(企業経営者)及び外部有識者による委員会(年1回)を開催する。

これら諸会議の運営は法定経営指導員が中心的な役割を担い、企業目線の課題やニーズ等の把握に努める。また、法定経営指導員及び経営指導員等は、埼玉県商工会議所連合会や埼玉県商工会連合会等が開催する研修会に参加し支援ノウハウの習得や先進支援事例の収集等を図る。そのうえで、法定経営指導員が中小企業診断士等の専門家、損害保険会社と調整を図りながら職員研修会を年2回程度開催し、経営指導員はもとより一般職員に対しても幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

(3) 商工会議所、商工会、関係市町村連絡先

① 川口商工会議所(経営支援課)

〒332-8522 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 川口センタービル8階  
TEL 048-228-2220 FAX 048-228-2221  
E-mail: kcci@kawaguchicci.or.jp

② 鳩ヶ谷商工会(指導課)

〒334-0002 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番1号  
TEL 048-281-5555 FAX 048-285-6630  
E-mail: hatogaya@syokoukai.jp

③ 川口市経済部(産業労働政策課)

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号  
TEL 048-258-1110 FAX 048-258-1190(経済部代表)  
E-mail: 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 川口商工会議所

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要な資金の額	500	500	500	500
1. チラシ等の作成費	100	100	100	100
2. セミナー等の開催費	100	100	100	100
3. 専門家派遣費	200	200	200	200
4. 諸会議開催費	20	20	20	20
5. その他	80	80	80	80

② 鳩ヶ谷商工会

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要な資金の額	200	200	200	200
1. チラシ等の作成費	50	50	50	50
2. セミナー等の開催費	30	30	30	30
3. 専門家派遣費	120	120	120	120

調達方法

会費や事業収入等による自主財源、川口市補助金、埼玉県補助金、国補助金等

